

# 悪質な訪問販売に注意!

## 住宅用火災警報器等 の訪問販売について

消防署や市が訪問販売したり、業者に訪問販売を委託したりすることは絶対にありません!



**義務設置場所** : 寝室・2階以上に寝室がある場合は階段に設置して下さい。  
**努力設置場所** : 台所・居間(義務設置ではありません)

入間市消防本部予防課  
電話 2962-7257

# ケース 1

## 消防職員、消防団員を装う

・消防職員等が住宅用火災警報器の訪問販売をすることはありません。

・消防職員をかたって訪問販売が尋ねてきたら身分を証明するものを提示してもらい、必ず身分の確認をして下さい。

・「消防署の方から来ました。」という手口で訪問販売する場合があります。作業服や消防の制服に似た服装にだまされないように注意して下さい。

・消防署から委託されたとか、市から委託されたという形で訪問してくる手口が考えられます。消防署や市が業者に委託することは絶対にありませんので注意して下さい。

・書類にサインや押印を求めてくる場合がありますが、契約書となっている場合がありますのでサインや押印はしないで下さい。



# ケース 2

## 恐怖心をあおる、おどす

・法律で義務化され、設置しないと罰金をとられるなどと恐怖心をあおり、おどすケースも考えられます。

・義務化はされても罰金などの制度はありません。注意して下さい。

・住宅火災警報器を設置しないと火災保険がおりないと不安をあおる話をすることが考えられますが、そのようなことはありません。

・近所で設置していないのはお宅だけと近所の話をするとも考えられますので気をつけて下さい。

・火災を起こしたときに住宅用火災警報器を設置していないと罰則が適用されるとおどす可能性もありますが、設置していないことでの罰則はありません。

・「法律で決まったから設置しなくてはならない」と強引に設置を求めてきますが、絶対に応じないようにして下さい。



# ケース 3

## 特別価格を強調する

・市場価格の相場は、約4,000円から15,000円程度です。今なら特別価格で販売すると言い寄り、一般の販売価格より高い値段で販売するケースが考えられます。

・住宅用火災警報器そのものの値段は適正価格であっても取り付け費用として法外な値段を要求してくる場合があります。住宅用火災警報器は自分で取り付けが可能ですので、取り付けをしますという言葉で受け入れることのないようにして下さい。

・住宅用火災警報器は日本消防検定協会の検定を受けたNSマークのついたものを購入するのが安心です。



# ケース 4

## 考える時間を与えない

・悪質業者は即決・即金を求めてすぐに行方をくらまします。

・住宅用火災警報器の点検に来たという名目で家の中に入り込んで無理やり設置していくという手口もありますので、断固として応じないということが肝心です。

・お金を一旦払ってしまうと、領収書を持ってきますとその場を離れて戻ってきません。

・すでに設置している家庭に対しは点検をしますと言って高額な点検料を要求する手口が考えられます。住宅用火災警報器は自分で点検出来るものですから絶対に応じないようにして下さい。



消防法改正に基づく入間市火災予防条例の改正により、平成18年6月1日以降の新築住居には、住宅用火災警報器を設置しなければなりません。既存の住居には平成20年5月31日までに設置しなければなりません。

しかし、住宅用火災警報器は、量販店や電気店、防災用品店等で販売していますので、ご自分で購入し、設置することができます。不適正な訪問販売は断固として断りましょう！



**住宅用火災警報器の  
設置が義務化された  
ことに伴い、不適正な  
訪問販売等が発生す  
る可能性がありますの  
で、十分注意をして  
下さい！**



**消火器についても  
同様です！**

住宅用火災警報器等の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められます。「おかしいな？」と思ったらすぐ消費生活センターに相談して下さい。

**電話 2 9 6 4 - 1 1 1 1**

内線 1 1 1 2 ・ 1 1 1 3